

平成 30 年度 第 1 回三和区地域協議会次第

日時:平成 30 年 4 月 26 日(木)
午後 4 時 30 分から
場所:三和コミュニティプラザ
2階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 所長新任のあいさつ

4 議 題

(1) 平成 30 年度地域活動支援事業の審査日程について

資料No.1

(2) その他

・平成 29 年度地域活動支援事業のアフターフォローについて

資料No.2

・上越市地区(三和区)公共交通懇話会委員の推薦について

資料No.3

5 その他

・次回(第 2 回地域協議会)の開催日について

日 時 平成 30 年 5 月 11 日(金) 時 分～

会 場 三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

6 閉 会

平成30年度 地域活動支援事業審査日程(案)

項 目	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①提案事業の募集期間	4月 2日(月)～20日(金)	4月 3日(月)～28日(金)	4月 1日(金)～28日(木)
②提案書の配付	4月23日(月)	5月 2日(火)	5月13日(金)
③質問の提出期限	5月 1日(火)	5月 9日(火)	5月20日(金)
提案団体に質問事項の送付	5月 2日(水)	5月11日(木)	5月23日(月)
提案団体から質問事項への回答期限	—	—	5月26日(木)
委員への質問回答の送付	—	—	5月27日(金)
④地域協議会の開催 (ヒアリングの可否決定)	—	—	6月2日(木)
⑤地域協議会の開催 提案事業のプレゼン(ヒアリング)	5月11日(金) ※午後3時～	5月25日(木) ※午後3時～	実施なし
⑥地域協議会の開催(審査)	5月11日(金) ※プレゼン終了後	5月25日(木) ※プレゼン終了後	6月8日(水)
⑦採択通知(市)	5月16日(水)	5月29日	6月10日

区名	No	事業の名称	団体等の名称	採択額(単位:千円)		事業内容の概要	実績額(単位:千円)	
				事業費	補助金交付決定額		事業費	補助金確定額
三和区	1	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	460	460	「いじめ根絶」や「同和教育」などの講演会の開催や、さんわ祭りの取組を通じ、児童・生徒の豊かな心を育み地域とのつながりを深めることにより、将来の地域社会を担う人材育成に寄与する。	460	460
	2	鼓笛を通して地域とふれあう事業	上杉小学校PTA	340	340	伝統ある鼓笛隊の楽器を更新することにより、児童の演奏意欲を喚起し、行事等を通じて地域と触れ合うことにより、地域の一体感を醸成する。	340	340
	3	鳥倉獅子舞神楽保存伝承活動備品整備活用事業	鳥倉獅子舞神楽保存クラブ	377	376	現在保有していない音響設備を整備することにより、演者の士気や質の向上を図り、活動を活性化することで、芸能伝承意欲の向上や地域の活性化に資する。	377	376
	4	里公小学校区マーチングDEみんな元気！事業	里公小学校後援会	307	300	マーチングバンドのユニフォームを更新し、児童の演奏意欲を高めるとともに、演奏を披露することで地域との交流を深め、地域の活性化に資する。	307	300
	5	三和のまなびを深める事業	三和まなびの会	72	72	地域の文化財等について、講師を招いて研修会を開催し、現状を知り知識を深めるとともに、小・中学生やPTAにもアピールし、地域の宝を再認識する。	94	72
	6	新潟県指定文化財等の「歴史的文化遺産」の保存・伝承事業	所山田町内会	1,294	1,290	県指定文化財等の適切な保存を図るため保管庫を整備する。また、パンフレットを作成するとともに案内看板を設置し、PRと来訪者等に紹介・対応できる体制を整える。	1,294	1,290
	7	婚活支援事業	地域を大切にする会	319	178	男女の出会いのきっかけを創出するため、婚活パーティーを開催・支援し、定住人口の増加を図る。	264	178
	8	子どもの健全育成を図り、地域住民のスポーツへの関心を高める事業	美守小学校後援会	231	230	劣化が激しい陸上大会用のユニフォームを更新することにより、児童の競技力向上意欲を喚起する。また、保護者や地域住民に観戦してもらうことで、スポーツへの関心を高める。	239	230
	9	コピー機更新によりスポーツ環境整備に役立つ事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	578	577	現在のコピー機は購入から12年が経過し、劣化が激しく部品の供給もなくなったことから、更新によりランニングコストを削減するとともに、体育館の利便性・快適性を高め、利用者や住民へのサービス向上を図る。	578	577
	10	三和の子どもたちの健康で健やかな成長を支援するための事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	1,150	840	運動部で活動する中学生に対して、効果的な運動や栄養などの専門的な学びの機会を提供するとともに、休日等の部活動に地域の指導者を派遣し部活動を支援、地域との関わりを深めるとともに、教職員の負担軽減を図る。	1,150	840
追一(11)	OneUp ⁺ さんわ音頭でさんわ祭りを盛り上げる事業	三和区青少年育成会議	467	466	三和中学校生徒が中心となり、「越後さんわ音頭」で地域の活性化を図ろうと活動しているが、その取組の一つとして「さんわ祭り」を盛り上げPRを図るため、法被を整備する。	467	466	
追二(12)	里公小学校陸上DE 地域に元気を発信！事業	里公小学校後援会	320	320	劣化が激しい陸上大会用のユニフォームを更新することにより、児童の活動意欲が高まるとともに、地域からの期待を実感することで地域を愛する心が育まれることが期待される。	320	320	
追三(13)	三和ジュニア野球活性化事業	三和ジュニア野球	577	576	ユニフォーム等を更新することで、地域のスポーツ振興及び子どもたちの健全育成を図り、子どもたちの活動を通して地域の活性化に繋げる。また、統一したユニフォームを更新・着用することで協調性を育成し、地域に支えられていることを学び感謝する気持ちを育み、地域を誇れる人間形成に資する。	577	576	
配分額(単位:千円)		6,100	差引	6,492	6,025		6,467	6,025

三和区地域協議会委員による「アフターフォロー」結果						
アフターフォロー担当者		調査日時	事業実施結果または成果	事業終了後における事業継続性、自立性及び発展性	備品購入	総合評価
森 委員	宮沢委員	平成30年1月11日 14:00～15:15	○	○	—	●地域・学校・生徒たちが高い気持ちを持って活動しており、この活動が長く継続されていくことを望むものである。
渡邊委員	宮沢委員	平成30年3月7日 16:00～16:30	○	○	○	○事業は計画どおり実施され、購入楽器も適切に保管されていた。 ○夕日コンサートでは、新しい楽器で子どもたちも演奏意欲を高め、200名以上参加された地域の方々との交流を深められたとのこと。 ●今後も大切な活動であり継承していくとのことであったので、更に期待したい。
松井会長	渡邊委員	平成29年10月13日 15:50～16:30	○	○	○	○子どもたちを含めての活動と、他の地区との交流が大変すばらしいと思う。
小林委員	松井会長	平成30年1月12日 10:40～11:20	○	○	○	○計画どおりに実施され、備品はケースにしっかりと明記の上保管されていた。 ○地域の皆さんに地域活動支援事業を活用しや旨のPRをしていきたいとのことだった。 ●新調のユニフォームで、児童はいきいき演奏活動をしているとの報告があり、今後も継承されていくことを期待する。
飯田委員	金井副会長	平成29年10月13日 18:30～19:30	○	○	—	○昨年度からの継続事業であり、着実に事業を展開している。 ○参加者にアンケートを取り感想・要望を聞き、次回へつなげる工夫が見られた。
江口一秋委員	飯田委員	平成29年11月23日 9:00～10:00	○	○	○	○町内会館において、耐火金庫1台とパンフレットを、現地において案内看板2基、説明看板1基を確認した。 ●今後、パンフレットを活用し、指定文化財等をより多くの人に知ってもらえることを期待する。
江口 晃委員	江口一秋委員	平成29年12月24日 16:00～17:00	○	○	—	○準備から実施までの話を聞かせてもらったが、苦勞され取組んでいる様子がわかった。 ○昨年参加者の中で交際が始まっておられる方がいらっしゃることは評価できる。 ●今後も参加したいとの声が多くあり、次年度以降も一層の効果を期待する。
金井副会長	小林委員	平成29年12月18日 10:30～11:00	○	○	○	○数年前からの課題であったユニフォームを更新することで、保護者、地域住民等からの子どもたちへの関心が増したことはよかった。 ○学校の物品とは明確に区分され管理されていた。 ●今後の子どもたちの活動に期待したい。
高橋委員	江口 晃委員	平成29年12月5日 13:30～15:00	○	○	○	○6月にコピー機入れ替え完了。10月31日現在、コピー枚数実績2,887枚、うち、カラーコピー657枚。 ○今までできなかった両面コピー及びスキナー使用によるペーパーレス化が可能となった。 ○地域の皆さんから非営利法人であるNPO法人の活動に対してご理解をいただき、地域づくりは人づくりであり、スポーツ活動を通じて今後も地域活動に貢献していきたいとの思いが感じられた。
田辺委員	高橋委員	平成30年4月4日 17:30～18:00	○	○	—	○三和スポーツクラブと中学校との連携を図りながら、健やかな子供達を育成することによって地域に活力が生まれ、コミュニティー作りや三和区の振興に貢献していくことが期待される。今後は様々な課題解決のモデルケースになるよう見守りたい。
星野委員	田辺委員	平成29年10月1日 16:00～16:20	○	○	○	○中学生が中心になって三和区の活性化のために頑張っていることが大変嬉しく思う。 ●購入物品の適正な管理をお願いしたい。
松井隆夫委員	星野委員	平成30年1月12日 16:30～17:00	○	○	○	○チェック項目はすべて妥当であると判断する。(現品、添付書類等により確認。) ●その他、購入品についての相見積方法、備品管理体制の説明方法等の助言を行う。 ●地域活動支援事業に対する更なる利用をお願いする。
丸山委員	松井隆夫委員	平成30年3月14日 17:30～18:00	○	○	○	○購入備品は、指導者のもと、子どもたち・保護者により適正に管理保管されていることを確認した。 ○ユニフォームを新調したことにより、子どもたちだけでなく、保護者間の交流も深まった。(おそろいのキャップ等) ●平成30年度には50試合ほど計画されているとのこと、一層活躍されクラブ員が増加することを期待する。

◎平成29年度三和区配分額:6,100千円 採択額:13事業 6,025千円 配分残額:75千円

- 当初募集 提案:11事業 採択:10事業 採択額:4,663千円
- 2次募集 提案:2事業 採択:2事業 採択額:786千円
- 3次募集 提案:1事業 採択:1事業 採択額:576千円

平成 30 年 4 月 12 日

三和区地域協議会長 様

三和区総合事務所長
(総務・地域振興グループ)

上越市地区（三和区）公共交通懇話会委員の推薦について（依頼）

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

表題の件について、市（三和区）では、地区公共交通懇話会を設置し、地域における最適な公共交通のあり方について検討を行い、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組んでおります。

三和区の懇話会を構成するにあたり区内に居住する人として、貴団体より 1 名の方から委員に就いていただいております。

つきましては、平成 30 年度の地区（三和区）公共交通懇話会委員の推薦をお願い申し上げます。

なお、ご参考までに上越市地区公共交通懇話会会則を添付します。

記

○推薦をお願いする人数 1 名

○推薦書提出期限 5 月 7 日(月)（電話連絡可）

○参考

平成 29 年度に貴団体から就任をいただいた委員

松井 孝 様

お問合せ・連絡先

〒943-0316 上越市三和区井ノ口 444 番地
三和区総合事務所 総務・地域振興グループ
担当：飯田、池田
Tel 025-532-2323 fax 025-532-2623

上越市地区公共交通懇話会会則

(目的)

第1条 上越市地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）は、地域における最適な公共交通のあり方について検討を行い、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 懇話会は、上越市地域自治区の設置に関する条例（平成20年上越市条例第1号）第2条の表に掲げる区域その他市内の一定区域に設置することができる。

(所掌事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項を協議し、関係機関に提案するものとする。

- (1) 上越市総合公共交通計画（平成27年3月作成。）に掲げる目標を達成するために行う施策のうち、懇話会を設置する区域に関する事項
- (2) その他懇話会が必要と認める事項

(組織)

第4条 懇話会は、次に掲げる16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 懇話会を設置する区域に住所を有する人
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する人
- (3) その他懇話会が必要と認める人

(会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 懇話会は、協議が必要であると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、懇話会が置かれる区域を所管する事務所その他懇話会が指定する場所に置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月17日から施行する。

この会則は、平成27年4月27日から施行する。